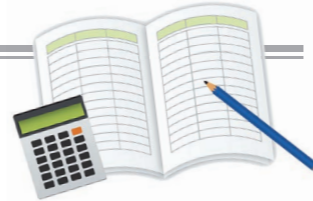


税の申告を  
忘れずに

## 市民税県民税の申告



### 【自書による郵送申告にご協力を】

令和5年度市民税県民税の申告会場を次のとおり開設します。感染症対策のため、できるだけ申告書類の郵送での提出にご協力をお願いします。

**申告期限は3月15日(水)**です。

詳しくは、広報ひろさき1月15日号と同時配布した「令和5年度市民税県民税申告のお知らせ」(市ホームページにも掲載しています)でご確認ください。

### ▼来場して申告する際の注意

○住んでいる地区の日程を確認の上、指定された日程に指定された会場へお越しください。

※支所・出張所地区や城東地区の申告会場へ地区外の人々が来場することは、密を招きますのでご遠慮ください。

○ソーシャルディスタンス(社会的距離)確保のため、例年に比べて待合席数を少なくしています。混雑状況によって座れない場合があります。

○体調不良の場合は来場を控えてください。

○会場入り口や受付での手指の消毒、マスクの着用をお願いします。筆記用具は可能な限り持参を。

○申告者本人のみでお越しください。補助者が必要な場合は、最低限の人数でご来場ください。

○営業等・農業や不動産の収支内訳、医療費控除の明細書など、自分で作成すべき書類はあらかじめ作成した上で来場を。作成していない場合、申告者自身で作成してからの受け付けとなります。

で、事前作成にご協力をお願いします。

■**問い合わせ先** 市民税課市民税第二・第三係(市役所2階、☎40-7025、40-7026)

### 【弘前税務署からのお知らせ】

申告書作成会場では、原則、自身のスマホから自分で申告書等を作成してもらいます。

▼**とき** 2月14日(火)～3月15日(水)の平日、午前9時～午後4時

▼**ところ** 市立観光館(下白銀町、追手門広場内)1階多目的ホール

※会場の駐車場は有料。駐車台数に限りがあるため、来場は公共交通機関の利用を/入場には入場整理券が必要。会場での当日配付のほかLINEによる事前発行が可能。

■**問い合わせ先** 弘前税務署個人課税第一部門(本町、☎32-0331、自動音声に従って「2」を選択)

### 【税務署へ確定申告する人へ】

税務署に提出された確定申告書は各市町村にデータ送信され、市民税県民税等の算定資料にもなります。そのため所得税と市民税県民税とで取り扱いが異なる事項を、確定申告書第二表「住民税に関する事項」欄に記載することになっています。記載を誤ると市民税県民税が正しく計算されないなど、市町村が行う住民サービスに影響が出る場合もあります。確定申告の手引き等を確認し、正しく記載してください。

### 【申告会場開設スケジュール】受け付けは平日のみ。

地区名	受付期間	受付会場	受付時間
全地区(営業等・農業、不動産収入の申告がない人限定)	2月10日(金)～15日(水)	市役所前川新館3階申告会場	午前8時30分～午後4時
本庁地区	2月16日(木)～3月15日(水)		
相馬総合支所地区	2月2日(木)～6日(月)	相馬総合支所1階多目的室	午前9時～午後3時
岩木総合支所地区	2月21日(火)～3月10日(金)	岩木総合支所1階多目的室	
船沢地区	1月31日(火)・2月1日(水)	船沢公民館	午前9時30分～午後3時
城東地区	2月1日(水)・2日(木)	総合学習センター	
石川地区	2月7日(火)・8日(水)	石川公民館	
裾野地区	2月8日(水)	裾野地区体育文化交流センター	

※高杉地区、新和地区、東目屋地区は1月に終了したため、本庁地区会場をご利用ください。

窓口または郵送でのみ受け付け

## 令和5年4月 認定こども園・保育所 利用希望者の追加受け付け



市内の保育施設のうち、令和5年4月からの認定こども園・保育所(2号・3号認定)の利用申し込みは2月28日に受け付けを終了しましたが、定員に空きが生じる施設について追加の申し込み受け付けを行います。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

### ▼受付期間

○**窓口**…2月1日(水)～15日(水)の平日、午前8時30分～午後5時

○**郵送**…2月10日(金・必着)までにこども家庭課保育係へ

▼**受付場所** こども家庭課保育係(市役所1階)、

岩木総合支所民生課(岩木庁舎内)、相馬総合支所民生課(相馬庁舎内) ※希望する施設に申し込みをしても、定員に空きがない場合は4月からの利用はできません/書類に不備がある場合は受け付けできない場合がありますので、早めの施設見学と申し込みを。

なお、認定こども園・幼稚園の教育利用(1号認定)、認可外保育施設、企業主導型保育施設については、希望する施設への申し込みとなりますので、直接施設にお問い合わせください。

■**問い合わせ・申込先** こども家庭課保育係(☎036-8551、上白銀町1の1、☎35-1131)

対象者は  
忘れずに申請を

## 「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の 送付について

後期高齢者医療制度の被保険者で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分(令和3年8月1日～令和4年7月31日)の合算額が限度額(右表)を超えた場合、超えた額が支給されます(500円以下は対象外)。被保険者が複数いる世帯は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬(予定)に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送付しますので、届いた人は申請してください。

対象期間中に加入した人や県外から転入した被保険者がいる世帯など、支給対象となる世帯でも支給申請のお知らせが届かない場合がありますので、対象と思われる人はお問い合わせください。

▼**申請に必要なもの** 支給申請書/支給申請のお知らせ/後期高齢者医療被保険者証/介護保険被保険者証/個人番号(マイナンバー)がわかるもの(通知カードまたはマイナンバーカードなど)/本人確認書類(官公庁発行・発給の顔写真付き身分証明書)/印鑑(認印、申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要)/通帳(コピーでも可)など口座情報がわかるもの



### ▼自己負担限度額

所得区分	所得区分の内容	限度額
現役並み所得Ⅲ	課税所得690万円以上の人	212万円
現役並み所得Ⅱ	課税所得380万円以上690万円未満の人	141万円
現役並み所得Ⅰ	課税所得145万円以上380万円未満の人	67万円
一般	住民税課税世帯の人(他の所得区分に当てはまらない人)	56万円
低所得Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税の人	31万円
低所得Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税の人のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の人(公的年金の場合は収入が年額80万円以下)	19万円

※自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護(予防)サービス費を除いた額です。

■**問い合わせ・申請先** 国保年金課後期高齢者医療係(市役所1階、☎40-7046)